

うかい予約システム構築業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、うかい予約システム構築業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

うかい予約システム構築業務

(2) 業務の目的

別紙、仕様書のとおり

(3) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月15日(火)まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

金2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

※この金額にはシステム稼働後の利用料、保守及びサポート費用は含まない。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)または単独法人とする。

(2) 情報セキュリティに関し、日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合するプライバシーマークを自社で取得していること。

- (3) 過去5年間に、国又は地方公共団体等が発注した予約システム構築業務の受託実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税及び市税など、全税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加するものでないこと。
- (10) コンソーシアムにおいては、構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有していること。また、構成員間における契約等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和3年8月20日(金)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和3年8月20日(金)から 令和3年8月31日(火)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和3年9月7日(火)ごろ
④ 参加申込書の提出期限	令和3年9月10日(金)
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和3年9月14日(火)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和3年9月15日(水)から 令和3年9月22日(水)まで
⑦ 企画提案書の審査	令和3年9月29日(水)予定
⑧ 審査結果の通知	令和3年9月29日(水)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和3年10月1日(金)予定
⑩ 審査結果等の公表	令和3年10月1日(金)予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和3年8月20日（金）

② 公表方法

大洲市観光協会公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市観光協会ホームページからダウンロード可能です。

URL <http://www.oozukankou.jp/index02.html>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和3年8月20日（金）9時から令和3年8月31日（火）16時までとします。

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

大洲市観光協会大洲支部事務所

E-mail : info@oozukankou.jp

電話番号 : 0893-24-2664

4) 回答方法

令和3年9月7日（火）以降に大洲市観光協会公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

1) 参加申込書（様式2-1、2-2）

2) 業務受託実績書（様式3）

3) 市税の納税証明書（契約等に関する権限を委任された事務所所在地のもの。）

4) 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

5) 信用確認のため次に掲げる書類を提出してください。

1. 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し

2. 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

3. 市内に本店または営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店または営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納でない

ことが確認できるもの)

4. 社会保険等に参加していることを証明する書類(適用除外を誓約する書類を含む)

② 提出期限

令和3年9月10日(金)16時必着

③ 提出場所

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲 649 番地 1

大洲市観光協会大洲支部

④ 提出方法

郵送又は持参によるものとします。(提出期限必着)

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本1部とします。

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、電子メール及び文書にて参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

1) 企画提案書表紙(様式5)

2) 企画提案書

ア 当該業務の管理責任者調書(様式6)

イ 当該業務の業務実施体制図(様式7)

ウ 当該業務の実施方針及び手法(様式8)

エ 当該業務の工程表(任意様式)

3) 見積書及び内訳書(任意様式)

② 提出期間

令和3年9月15日(水)から令和3年9月22日(水)まで(受付時間帯は、土日祝日を除く9時から16時までとします。)

③ 提出場所

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲 649 番地 1

大洲市観光協会大洲支部

④ 提出方法

郵送又は持参してください。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本5部及び電子データ(PDF形式)とします。

(4) 企画競争の成立

企画提案書提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとします。

7 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、大洲市観光協会大洲支部が設置する「うかい予約システム構築業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 評価方法・審査基準

審査会において、提案書に記載された内容について書類審査を行い、以下の各項目について以下の5段階で評価し、得点を決定します。5段階評価の得点の算出は以下のとおりとします。

評価	評価の内容	得点化方法
5	当該評価項目において内容が魅力的であり、実現性及び効果が高い。	配点×1.0
4	当該評価項目において内容が適切であり、実現性が高い。もしくは効果が高い。	配点×0.8
3	当該項目において内容は適切であるが、実現性は低い。もしくは評価が低い。	配点×0.5
2	当該評価項目において内容が不適切であり、基準に合致しない。	配点×0.3
1	当該評価項目において示した内容が提案されていない。	配点×0.1

企画提案書内容評価表

評価項目	評価の視点	配点
1 趣旨・目的	・目的を十分に理解するとともに、反映した提案であるか。	10
2 実施計画	・開発から稼働までのスケジュールが具体的な計画であるか。	10
3 実施体制	・システム開発を任せるに足るこれまでの実績が豊富であるか。 ・組織体制は適切か。 ・観光協会との役割分担は明確か。	5
4 システムの内容・操作性	・観光協会が要求する機能要件を満たした仕様となっているか。 ・利用者、職員の立場から実際に操作がしやすいか。	30
5 デザイン性	・予約ウェブサイト画面等が見易く、画面推移も分かりやすいか。	5
6 セキュリティ要件	・セキュリティ対策について具体的な提案がなされているか。 ・プライバシーマークなど、情報セキュリティに係る資格を有しているか。	10
7 運用保守の要件	・運用作業及び保守管理を適切に遂行することが出来るか。 ・サポート体制が整っているか。 ・障害対応を迅速に行う体制は整っているか。	10
8 提案意欲	・提案内容をわかりやすく伝えているか。 ・真摯に取り組む姿勢が見られるか。 ・提案内容全体から積極性が感じられるか。	15
9 見積額	5点×(最低見積価格÷見積価格)	5
合 計		100

9 審査結果

審査結果は、令和3年10月1日（金）以降、大洲市観光協会公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

10 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議等が整い次第、契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 大洲市観光協会が追加資料の提出を求めることがあります。

12 情報公開及び提供

大洲市観光協会は企画提案者から提出された企画提案書等について、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

13 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合

⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を協会に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(協会からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式13)により、協会へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、協会が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本協会はいかなる責任も負いません。

14 問い合わせ先

所在地 〒795-0012 愛媛県大洲市大洲 649 番地 1

担当部署 大洲市観光協会大洲支部

電話番号 0893-24-2664

FAX 番号 0893-24-2750

E-mail info@oozukankou.jp